



山形県公報

平成30年5月22日（火）
第2945号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

○山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………（危機管理課）…521

### 告 示

○国土調査の成果の認証……………（農村計画課）…522  
○同……………（同）…同  
○県道の供用の開始……………（置賜総合支庁西置賜建設総務課）…同  
○基本測量の終了の通知……………（県土利用政策課）…523

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

○昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部改正……………同

### 公 告

○県営住宅入居者の一般公募……………（置賜総合支庁建築課）…同  
○特定調達契約に係る落札者の公告……………（企業局）…527

## 規 則

山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成30年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第51号

#### 山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

山形県災害救助法施行細則（昭和35年1月県規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第2号イ(ロ)中「5,516,000円」を「5,610,000円」に改め、同表第2項第1号ハ中「1,130円」を「1,140円」に改め、同表第3項第3号イの表中

|        |        |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 円      | 円      | 円      | 円      | 円      | 円      |
| 18,400 | 23,700 | 34,900 | 41,800 | 52,900 | 7,800  |
| 30,400 | 39,500 | 54,900 | 64,200 | 80,800 | 11,100 |

を

|        |        |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 円      | 円      | 円      | 円      | 円      | 円      |
| 18,500 | 23,800 | 35,100 | 42,000 | 53,200 | 7,800  |
| 30,600 | 39,700 | 55,200 | 64,500 | 81,200 | 11,200 |

に改め、同号ロの表中

|        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|
| 円      | 円      | 円      | 円      |
| 8,100  | 12,100 | 14,700 | 18,600 |
| 12,700 | 18,000 | 21,400 | 27,000 |

を

|        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|
| 円      | 円      | 円      | 円      |
| 8,100  | 12,200 | 14,800 | 18,700 |
| 12,800 | 18,100 | 21,500 | 27,100 |

に改め、同別

表第6項第2号中「574,000円」を「584,000円」に改め、同表第9項第3号中「210,200円」を「211,300円」に、「168,100円」を「168,900円」に改め、同表第11項第2号中「135,100円」を「135,400円」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の山形県災害救助法施行細則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

## 告 示

### 山形県告示第417号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成30年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
酒田市
- 2 調査を行った期間  
平成28年4月1日から平成29年9月15日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
酒田市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
北俣の一部
- 5 認証年月日  
平成30年5月2日

### 山形県告示第418号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成30年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
酒田市
- 2 調査を行った期間  
平成28年4月1日から平成29年9月15日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
酒田市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
生石の一部
- 5 認証年月日  
平成30年5月2日

### 山形県告示第419号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成30年5月22日から同年6月5日まで縦覧に供する。

平成30年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 川西小国線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡小国町大字大石沢字広面117番1から  
同 畑沢997番1まで
- 3 供用開始の期日 平成30年5月23日

## 山形県告示第420号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成30年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施した地域  
天童市及び東根市
- 2 基本測量を実施した期間  
平成29年11月13日から平成30年3月23日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（電子国土基本図（地名情報）「住居表示住所」整備業務）

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

## 山形県選挙管理委員会告示第22号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年5月22日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

- 1 病院の項の表中

|            |            |
|------------|------------|
| 医療法人 酒田東病院 | 〃 こあら3-5-2 |
| 酒田市立八幡病院   | 〃 小泉字前田37  |

を

「医療法人 酒田東病院 〃 こあら3-5-2」に改める。

## 公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成30年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称               | 所在地               | 規格                                                   | 公募戸数 | 区分  | 家賃                  |                                    |                                    |                                    | 摘要     |                                    |                                    |     |
|------------------|-------------------|------------------------------------------------------|------|-----|---------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|------------------------------------|------------------------------------|-----|
|                  |                   |                                                      |      |     | 収入が104,000円以下<br>の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |        | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |     |
| 県営太田町アパ<br>ート2号  | 米沢市太田町五<br>丁目1-10 | 住宅形式<br>2DK<br>1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>60.3<br>平方メートル | 1    | 一般用 | 19,200              | 22,200                             | 25,300                             | 28,600                             | 32,700 | 37,700                             | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           | 单身可 |
| 同 1号             | 同                 | 3DK                                                  | 1    | 同   | 23,600              | 27,200                             | 31,100                             | 35,100                             | 40,100 | 46,300                             |                                    |     |
| 同 3号             | 同                 | 同                                                    | 1    | 同   | 23,900              | 27,600                             | 31,500                             | 35,500                             | 40,600 | 46,900                             |                                    |     |
| 同 春日アパー<br>ート2号  | 同 春日五丁<br>目2-43   | 同                                                    | 2    | 同   | 16,800              | 19,400                             | 22,200                             | 25,000                             | 28,600 | 33,000                             |                                    |     |
| 同 3号             | 同                 | 同                                                    | 1    | 同   | 26,200              | 30,200                             | 34,600                             | 39,000                             | 44,500 | 51,400                             |                                    |     |
| 同 中田第2ア<br>パート1号 | 同 中田町<br>901-2    | 同                                                    | 3    | 同   | 13,000              | 15,000                             | 17,200                             | 19,400                             | 22,200 | 25,600                             |                                    |     |
| 同 2号             | 同                 | 同                                                    | 1    | 同   | 13,500              | 15,600                             | 17,900                             | 20,100                             | 23,000 | 26,600                             |                                    | 单身可 |
| 同                | 同                 | 同                                                    | 2    | 同   | 13,500              | 15,600                             | 17,900                             | 20,100                             | 23,000 | 26,600                             |                                    |     |
| 同 玉の木アパ<br>ート    | 同 通町八丁<br>目2-95   | 同                                                    | 1    | 同   | 14,000              | 16,100                             | 18,400                             | 20,800                             | 23,800 | 27,500                             |                                    |     |
| 同 成島アパー<br>ート1号  | 同 成島町三<br>丁目2-96  | 同                                                    | 2    | 同   | 15,500              | 17,900                             | 20,500                             | 23,100                             | 26,400 | 30,400                             |                                    |     |
| 同 中田第1ア<br>パート1号 | 同 中田町<br>658-3    | 2DK                                                  | 1    | 同   | 17,500              | 20,200                             | 23,100                             | 26,100                             | 29,800 | 34,400                             |                                    | 单身可 |
| 同                | 同                 | 3DK                                                  | 1    | 同   | 21,800              | 25,200                             | 28,800                             | 32,500                             | 37,200 | 42,900                             |                                    | 单身可 |
| 同 2号             | 同                 | 同                                                    | 2    | 同   | 22,600              | 26,100                             | 29,800                             | 33,700                             | 38,500 | 44,400                             |                                    | 单身可 |
| 同                | 同                 | 同                                                    | 2    | 同   | 22,600              | 26,100                             | 29,800                             | 33,700                             | 38,500 | 44,400                             |                                    |     |

|                |                           |     |      |   |   |        |        |        |        |        |        |     |
|----------------|---------------------------|-----|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同<br>4号        | 同                         | 同   | 75.4 | 1 | 同 | 25,400 | 29,400 | 33,600 | 37,900 | 43,300 | 50,000 |     |
| 同<br>5号        | 同                         | 同   | 75.4 | 2 | 同 | 25,600 | 29,500 | 33,700 | 38,100 | 43,500 | 50,200 |     |
| 同 桜木アパー<br>ト2号 | 南陽市三間通<br>1229-1          | 同   | 59.3 | 1 | 同 | 15,800 | 18,300 | 20,900 | 23,600 | 27,000 | 31,100 |     |
| 同 関口アパー<br>ト2号 | 同 宮内352<br>-3             | 2DK | 57.3 | 1 | 同 | 19,500 | 22,600 | 25,800 | 29,100 | 33,300 | 38,400 | 单身可 |
| 同 大町アパー<br>ト   | 東置賜郡高島町<br>大字高島695-<br>12 | 3DK | 58.0 | 1 | 同 | 13,800 | 15,900 | 18,200 | 20,500 | 23,500 | 27,100 |     |
| 同 舘之北アパ<br>ー1  | 同 川西町<br>大字中小松3017<br>-1  | 同   | 67.4 | 1 | 同 | 19,300 | 22,300 | 25,600 | 28,800 | 32,900 | 38,000 | 单身可 |
| 同              | 同                         | 同   | 67.4 | 2 | 同 | 19,300 | 22,300 | 25,600 | 28,800 | 32,900 | 38,000 |     |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成30年6月4日から同月8日までの午前10時から午後5時まで  
ただし、郵送の場合は、平成30年6月8日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 平成30年8月上旬

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年5月22日

山形県企業管理者 高 橋 広 樹

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量  
水道用ポリ塩化アルミニウム 1,171,000キログラム
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県企業局村山電気水道事務所総務課 西村山郡西川町大字吉川10番5  
電話番号0237(74)3207
- 3 落札者を決定した日 平成30年3月23日
- 4 落札者の名称及び所在地  
東北化学薬品株式会社山形支店 東根市神町南二丁目3番14号
- 5 落札金額 18,144円（1キログラムあたり）
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
平成30年2月9日

平成30年5月22日印刷  
平成30年5月22日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県